

村長選挙投票日の日程

任期満了に伴う村長選挙は、去る2月2日に選挙管理委員会を開催し、4月12日告示、4月22日（日）投票日で決定しました。

なお村長選挙立候補説明会は、3月14日（水）午後1時30分より川内村コミュニティセンターで開催します。

かえる
かわうち
かわら版 No. 19

川内村災害対策本部
平成24年2月15日発行

村民「北海道」へ行ってきました

1月24日から28日まで4泊5日の日程でフェリーによる北海道旅行を行いました。

今回の旅行は昨年夏に北海道の士別市から村の小学生40人が招待を受けたことに対する感謝の気持ちを表したく開催したものです。私たちが士別市に到着すると市長はじめ市民の皆さんが待ち受けており、大きな拍手で迎えられました。市長の歓迎のあいさつのもと参加者を代表しまして草野勝利さんが歓迎への御礼のことばを述べました。

その後市内3つの保育園の園児による歓迎遊戯が披露され村民のみなさんは大変感激されたようです。

また、札幌市内、小樽市、白老町を観光しまして28日無事郡山に帰ってきました。



（写真 士別市長と参加者の皆さん）

川内村 図書館司書 臨時職員を募集

- 1、募集職種
○雇用期間
○身分
○給与等
○業務内容
○主たる勤務場所
○社会保険等
図書館司書（嘱託員） 1名
平成24年4月1日から 12ヶ月間
地方公務員法第3条第3号の特別職嘱託員
村の非常勤特別職の規定に基づき支給
図書館司書の職務
川内村教育委員会
社会保険制度加入あり、雇用保険・傷害保険加入あり。
- 2、募集条件
図書館司書の資格を持ち健康で業務に従事できる方
- 3、応募方法
川内村役場総務課に用意してある「申込書」に履歴書を添付し、直接又は郵送。
- 4、受付期間
平成24年2月17日～同年3月9日（執務時間内）
- 5、受付場所
川内村役場総務課
- 6、選考方法
書類審査及び個別面接
（面接日は後日応募者に通知）
- 7、問合せ先
川内村災害対策本部 総務課 総務係（☎0120-38-2119）

平成 24 年度認定こども園かわうち保育園園児募集

平成 24 年度の認定こども園かわうち保育園の園児を募集します

- 受付期間 平成 24 年 2 月 15 日（水）～平成 24 年 2 月 24 日（金）
- 定員 保育に欠ける乳幼児 70 名
保育に欠けない幼児（短時間利用児）21 名
- 入園児区分 1 保育に欠ける生後 10 ヶ月から就学前までの乳幼児
2 保育に欠けない 3 歳から就学前までの幼児
- 保育時間 一日 8 時間を原則としますが家庭の状況により居残り保育も行います。
短時間利用児については 4 時間保育を原則としますが午後の預かり保育も行います。
- 入園の基準
1・児童の保護者が次の各号のいずれかに該当することにより保育することが出来ない場合であって、かつ、同居の親族その他の方が保育することができないと認められた場合。
①家庭外労働 昼間に居宅外で仕事をするを常態としている。
②家庭内労働 昼間に居宅内で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をするを状態としている。
③母親の出産等 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神・身体に障害を有している。
⑤長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している。
⑥震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたる。
⑦村長が認める前各号に類する状態にあること。
2. 前項に定める以外の満 3 歳以上の児童（短時間利用児）。
■入園申込の場所 かわうち保育施設で午前 9 時より午後 4 時まで受付します。
福島県郡山市南 1 丁目 94 仮設コミュニティセンター内
かわうち保育施設 TEL024-946-0811
- 保育料 川内村児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則による。
- その他 申込の際は印鑑をお持ち下さい。
また、家庭状況を記入していただきますのでご家族の生年月日・勤務先住所等が必要です。

国民健康保険及び後期高齢者医療にかかる窓口負担の免除について

原発事故に伴い、政府の避難指示及び旧緊急時避難準備区域（平成 23 年 9 月 30 日で解除）にお住まいの方の医療機関での窓口負担は、平成 24 年 2 月 29 日まで免除となっておりますが、3 月以降の対応としては、国民健康保険及び後期高齢者医療に加入されている方の医療機関での窓口負担の免除は、1 年間延長となります。

なお、被用者保険（健康保険等）に加入されている方の対応については、ご加入の保険組合等に確認するか、会社の保険担当の方へご確認をお願いします。

一部負担金（窓口負担）の還付について

国民健康保険及び後期高齢者医療の医療機関での窓口負担は免除となっておりますが、窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができます。

窓口負担を支払った方は、医療機関で支払った領収書・印鑑・還付の振り込みを受ける金融機関の通帳等を持参の上、役場で申請手続きをお願いいたします。

問い合わせ 住民班 TEL0120-38-2119

小児インフルエンザ接種費用の助成について

今年度、「公益財団法人日本ユニセフ協会」の支援を受け、接種費用の一部助成を行っておりますが、申請期限の時期が迫っています。接種をすでに済ませている方で、申請をまだしていない方は、お早めに申請ください。

助成対象者：生後6か月～中学3年生まで

助成額：一律2000円/回

助成回数：6か月～13歳未満（2回接種分） 13歳以上～中学3年生（1回接種分）

助成期間：平成24年1月31日接種分まで

必要書類：予防接種費用助成申請書、領収書、予防接種済証または予診票・母子手帳の写し

【問い合わせ】 川内村災害対策本部 介護医療班 ☎0120-38-2119まで

医療の適正受診を心掛けましょう

・休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。

・かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは、かかりつけの医師に相談しましょう。

・同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。（薬のもらいすぎに注意しましょう。）

・薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。

・後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品で、費用が先発医薬品よりも安くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することにより、後発医薬品の利用について相談にのってもらうことができます。

国民健康保険の手続きをお忘れなく

次のような時は、国民健康保険の手続きが必要になります。手続きは、忘れずに14日以内に届出しましょう。（届出の際は、下記の必要書類と印鑑を忘れずにご持参下さい。）

国保に加入するとき

届出の必要な事柄	必要書類
他市町村から転入してきたとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳

国保をやめるとき

届出の必要な事柄	必要書類
他市町村へ転出したとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証
死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの

その他

届出の必要な事柄	必要書類
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	保険証、身分証明書（免許書など）

県外に避難している方の健診申し込み期限が迫っています

県外に避難している方を対象に、昨年10月頃に、「日本予防医学協会」から健診の案内が届いているかと思えます。健診申し込みの期限が2月末までとなっておりますので、検査を希望される方はお早めに申し込みください。

※10月現在の避難先の住所に送付しておりますので、現在の避難先との相違がある場合があります。ご了承ください。

*対象者 国民健康保険加入者の方（40歳以上）
後期高齢者医療加入者の方（75歳以上）
がん検診対象者の方 40歳以上…胸部レントゲン、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診
20歳以上…子宮がん検診

【問い合わせ】 川内村災害対策本部 介護医療班 ☎0120-38-2119まで

乳がん検診の追加申し込みについて

乳がん検診の追加申し込みを受け付けます。検診を希望される方は、川内村災害対策本部（介護医療班）にご連絡ください。

検診日	平成24年2月23日（木）
場所	郡山市南1丁目 川内村仮設コミュニティセンター （ビッグパレット北側仮設住宅敷地内）
受付時間	午前9：30～10：30 午後1：00～2：00
料金	無料

【申し込み・問い合わせ】 川内村災害対策本部 介護医療班 ☎0120-38-2119まで

飲料水モニタリングの再開について

飲料水のモニタリングを再開することになりました。飲料水検査希望の方は、下記の要領で実施しますので連絡をお願いします。尚、1回で検査する本数に限りがありますので希望日に検査が出来ない場合があります。

受付日 平成24年2月23日より週一回 毎週木曜日

採取量 2リットル（ペットボトル2リットル容器を各自用意してください）

採取方法 ①採取する蛇口を開放（5分間程度）して、配管内の水を流し出す。
②ビニル手袋もしくは、手を十分に洗い容器の中に飲料水を少量入れて容器を数回振り、中の飲料水を捨てる。
③なるべく蛇口を容器に近づけて飲料水を採取する。
④容器の蓋をして、周囲の水滴を拭き取る。

検査結果 飲料水を検査機関に搬入後3日程度かかります。

搬入先 川内村役場災害対策本部（郡山市） 住民班 TEL 024-946-8828

住民票を移さなくても避難先で行政サービスを受けることができます

現在、原子力事故により、多くの住民の方々が県内各地及び全国に避難しております。そこで、平成 24 年 1 月 1 日施行の原発避難者特例法により、できるだけ皆様方にご不便をおかけしないよう現在住んでいる市町村において、1 月から行政サービスの一部を受けることができるようになりました。

* 原発避難者特例法とは、東日本大震災における東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされた事態に対処するため、適切な行政サービスの提供等に対応するため定められた法律です。

* 皆様方へのお願い *

避難先が変更になる場合は、必ずその都度下記までご連絡ください。

電話 0120-38-2119 024-946-8828

【健康・福祉・教育関係】

対象となるサービス項目	内 容	避難先	問い合わせ
定期予防接種	BCG、三種混合（DPT）、二種混合（DT）、日本脳炎、MR（麻疹風疹）混合、ポリオ、高齢者インフルエンザ * 子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンは対象外ですので川内村が実施いたします。	県 外	避難先市町村
		県 内	川内村
母子手帳交付 妊婦健康診査	妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けることができます。妊婦健康診査の助成を受ける場合や妊産婦訪問、健康相談、健康教育（母親学級など）を受けることができます。	県 外	避難先市町村
		県 内	川内村
乳幼児健診	乳児健診や、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診を受診できます。乳幼児の子育てに関する相談を受けることができます。	県 外	避難先市町村
		県 内	
保育所の入所	お仕事等ご家庭の事情により保育所を利用される場合、避難先市町村の住民の方と同じように保育所が利用できます。ただし、避難先市町村の入所基準や保育所の入所状況により待機していただくこともあります。なお、保育料につきましても避難先市町村の基準により納付することになります。	県 外	避難先市町村
		県 内	
児童扶養手当	ひとり親家庭の方々の児童扶養手当に関するすべての手続き等と支給を行います。	県外	避難先市町村
		県内	川内村
障害者、 障害児への 介護給付費等 の支給決定	障害福祉サービスを受けるためのすべての手続き等を行います。	県外	避難先市町村
		県内	川内村
養護老人 ホームの入所	養護老人ホームへ入所するための手続きおよび入所のための判定を行います。	県外	避難先市町村
		県内	川内村
要介護認定等	介護保険のサービスを利用するための要介護認定業務。 (申請受付、認定調査、主治医意見書の徴収、要介護認定審査会等) 要介護認定を希望する方は、まず川内村へご連絡下さい。	県外	避難先市町村
		県内	川内村
介護予防等の ための地域支 援事業	避難先の市町村での介護予防教室やサロン等への参加が可能となります。希望の方は、川内村又は避難先市町村にご連絡下さい。	県外	避難先市町村
		県内	
児童生徒の 就学等	避難先で小・中学校への就学の手続きができます。	県 外	避難先市町村
		県 内	
義務教育段階 の就学援助	経済的な理由により、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助があります。	県 外	避難先市町村
		県 内	

肺炎球菌ワクチン接種費用事業について

日本赤十字社・福島県の助成事業として、65歳以上の方を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種を無料で実施しています。接種期限が3月31日までとなっておりますので、接種を希望される方はお早めに医療機関に予約ください。

	県内の医療機関で接種する場合	県外の医療機関で接種する場合
期 間	平成24年3月31日まで	平成24年3月31日まで
接種医療機関	福島県医師会加入で、肺炎球菌ワクチン接種可能な医療機関	県外の肺炎球菌ワクチン接種可能な医療機関
接種方法	自分で予約し、実施。	<u>災害対策本部 介護医療班に申し込んでください（接種の際は、依頼書が必要です）</u> その後、自分で予約し、実施。
接種費用	無料	接種費用を一旦立て替えていただき、申請後に村から口座に接種料金を振り込みます。 *償還払いの際には、領収書・問診票が必要となります。 <u>すでに接種を済ませている方はお早めに申請ください。</u>

〈注意点〉

*肺炎球菌ワクチンは、通常5年程度有効と考えられています。再接種の方は、前回の接種から5年以上経過している場合に本事業の対象となります。

*肺炎球菌ワクチン接種は予防接種法に基づかない、任意の予防接種です。医師の説明を受け、十分に納得した上で接種を受けてください。

【問い合わせ】 川内村災害対策本部 介護医療班 ☎0120-38-2119まで

戦後強制抑留者の皆様へ

特別給付金の請求が未だなされていない方は、お早めに手続きをお願いいたします。請求期限は平成24年3月31日までとなっております。

*「戦後強制抑留」とは、昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後旧ソ連邦またはモンゴル国の地域において強制抑留された方です。

対象

戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。

*特別給付金の支給を受ける権利のある方が請求せず亡くなられた場合は、その方の相続人（民法の規定による相続人及び相続順位）が請求できます。

受付期間

平成24年3月31日までです。

※ 特別給付金の請求はお早めをお願いします。

《問合せ先》

0570-059-204

独立行政法人 平和祈念事業特別基金 特別給付金担当

資格要件等が不明な方は、どうぞお気軽にお問合せください。

<http://www.heiwa.go.jp/>

川内村奨学資金のお知らせ

川内村に住所を有する方で、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学困難な方に対して川内村奨学資金を貸与し、教育の機会均等をはかり豊かな社会の発展に資することを目的としています。

貸与資格

- 高等学校、高等専門学校(高等看護学院若しくは修学年限 2 年以上の専修学校を含む。)又は大学(短大を含む。)に在学している方で、その家族が村内に引続き 2 年以上住所を有し、永住の見込みがある場合。
- 修学上自宅通学が困難な場合。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではありません。
- 品行が正しく、学業にすぐれ、身体が強健であること。
- 経済的理由により修学が困難と認められる場合。
- 国県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与・給与を受けていない。

貸与額および貸与期間

奨学資金貸与額は、次により本人の希望及び家族の事情等を考慮して決定されます。

学校区分	貸与額	貸与期間
高等学校	月額 30,000 円以内	在学する学校の正規の修学期間
高等専門学校等	月額 30,000 円以内	
大学等	月額 50,000 円以内	

出願手続

奨学資金の貸与を希望する場合は、所定の必要書類を5月10日(木)まで、本人・保護者・保証人がそろって持参提出下さい。
提出書類

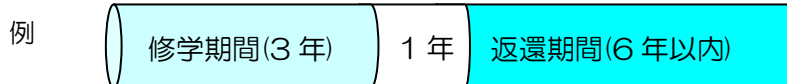
本人	・ 奨学生願書	用紙は教育委員会までお越しいただくか、又は村ホームページからダウンロードしてください。	
	・ 在学(合格)証明書		
	・ 入学通知書		
	・ 成績証明書		卒業予定学校又は在学中の学校から封印のもの
	・ 借用書		用紙は教育委員会までお越しいただくか、又は村ホームページからダウンロードしてください。
	・ 誓約書		
	・ 口座振替依頼書		債権者は、本人になります。
保証人 ※保証人は 2名必要です	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得証明書 ・ 資産証明書 ・ 納税証明書 ・ 印鑑証明書 	役場住民課で交付できます。 詳しくは役場住民課にお問い合わせ下さい。	

※保証人のうち 1 人は父母兄弟、又はこれに代わる者、他の 1 人は独立の生計を営み奨学資金返還の責を負い得る者です。

奨学資金の返還方法

奨学資金は卒業の月の 1 年後から貸与を受けた 2 倍の期間以内にその全額を月賦又は年賦で返還していただきます。

* 返還が滞ると基金制度であり、他の利用者に不便をきたしかねませんので十分注意して下さい。



在籍の確認

毎年3月末日までに借入本人は「**在学証明書**」と「**成績証明書**」(封印のもの)を教育委員会に提出して下さい。

その他

(奨学生に重要な異動があったときは届出を)

次のようなときは、保証人と連署して異動の届出をお願いします。

- ・ 休学・復学及び転学又は退学したとき。
- ・ 本人及び保証人の身分、住所その他重要事項に異動があった時。

(学校を休学したとき)

奨学生が休学したときは、その期間は奨学資金の貸与を休止します。

(奨学生が退学・卒業の見込みが無くなったら)

次のようなときは、奨学資金の貸与を停止又は廃止い

たします。

- ・ 奨学生が死亡又は退学したとき。
- ・ 奨学生が疾病傷害などのため学業の見込みのないとき。
- ・ 学業成績又は操行が不良となったとき。
- ・ 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- ・ その他奨学生として適当でないとき。

※奨学生が退学し、若しくは奨学資金を辞退し、又は貸与を停止されたときはすでに貸与した資金を返還しなければなりません。

(ただし、特別な事情があるときは別段の返還方法を指示致します。)

その他、詳しい問合せは、川内村教育委員会 教育総務係TEL024-946-0811まで

仮設住宅の入居者募集について（いわき市小名浜地区）

募集仮設住宅・戸数

いわき市小名浜大原仮設住宅

（ いわき市小名浜大原字東橋本地内 小名浜自動車学校そば ）

2DK—15戸 3K—5戸

3月末に完成引き渡し予定です。

3月上旬に入居の仮選定をし、仮設完成引き渡し後に入居決定の予定です。

入居の選定順位は、高校のサテライト通学等や就労のため必要な方が優先となります。

●申込先 川内村災害対策本部 居住班 0120-38-2119

●申込期限 平成24年2月29日（水）

●申請用紙は、村役場、災害対策本部に準備しております。

村ホームページからダウンロードできます。



薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて

福島県内において、薪ストーブを使用した際に発生する灰等から、放射性セシウムが検出されるという例が見られました。この事例を受け、一般家庭等において、薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて、当面の間以下のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎薪ストーブ等（調理加熱用、ストーブ用、風呂焚き用の薪及び木炭）を使用した際に発生した灰については、周囲への飛散や雨などでの流出を防止するため、ビニール袋等に入れ、自宅敷地内の人や近寄らない場所または土のう等により放射線の遮蔽（しゃへい）ができる場所に保管してください。

◎保管した灰の収集及び処理方法については、後日周知いたします。

川内村災害対策本部 〒963-0115郡山市南2丁目52ビッグパレットふくしま内

TEL0120-38-2119/FAX024-947-8531

川内村仮設診療所 024-947-9030 川内村社会福祉協議会 024-937-2717

川内村仮設コミセン（教育班）024-946-0811/FAX024-946-0880

